

平成30年度 第9回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年12月10日(月)午後4時00分から5時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

1番 原 卓己君	2番 中村克則君
3番 勝亦慶徳君	
5番 田代眞吾君	7番 勝又英夫君
8番 勝又秀一君	10番 芹澤高雄君
11番 杉山正一郎君	12番 勝又俊治君
13番 杉山照信君	14番 根上豊君
15番 高村盛司君	16番 野村進吾君
	18番 水口光一君
19番 田代壽信君	20番 芹澤賢治君
21番 鈴木末廣君	22番 土屋耕一君
23番 土屋多嘉雄君	24番 鈴木良逸君
25番 勝間田喜晴君	26番 野木美佐雄君
27番 佐藤一吉君	28番 鎌野哲夫君
29番 根上守人君	30番 滝口勉君
31番 勝又義美君	

欠席委員 (2人)

4番 芹澤行雄君	17番 土屋好勝君
----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について  
報 第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について  
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次      井上 裕次      浅水 隆司      鈴木 愛      杉山 啓介

## 会議の概要

- 事務局 ただ今から平成30年度第9回総会を開会いたします。  
本日は、4番 芹澤行雄委員、17番 土屋好勝委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。
- 会長 (会長あいさつ)
- 会長 それでは、会議に先立ち議事録署名人に 2番 中村克則委員、7番 勝又英夫委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。
- 会長 次に報告事項に入ります。  
報第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 報第15号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。12月10日報告。今月の4条報告は2件でございます。  
(番号1、2について内容読み上げ)  
以上でございます。
- 会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
(質問、意見等 なし)
- 会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。
- 会長 続きまして、報第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 報第16号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。12月10日報告。今月の5条報告は4件でございます。  
(番号1～4について内容読み上げ)  
以上でございます。
- 会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
(質問、意見等 なし)
- 会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第39号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。12月10日提出。今月の3条は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,930 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 4,187 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 137 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 1,697 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1～4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

番号1ですが、12月2日、譲渡人の代表とは電話にて、譲受人とは現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、譲受人は農業経営規模拡大のため、相続により取得したが、各々遠方により耕作管理が困難なため売却したいと考えていた譲渡人から、農地を買い受けるための申請です。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

30番委員

番号2ですが、12月3日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、譲受人は農業経営規模拡大のため、高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請です。

続いて番号3ですが、12月3日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。  
内容については、譲受人は農業経営規模拡大のため、高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請です。  
ちなみに譲受人2名は兄弟だそうです。

続いて番号4ですが、12月2日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。  
申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。  
内容については、譲受人は農業経営規模拡大のため、高齢により農業経営規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受けるための申請です。  
その他の許可要件については、すべて適合しております。  
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第40号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。12月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 76 m<sup>2</sup>  
転用内容は、農家住宅1棟及び倉庫1棟の建築です。  
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。  
以上でございます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

27番委員 番号1ですが、12月8日、申請人と自宅及び隣接する現地にて調査いたしました。  
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。  
転用理由については、農家住宅と農業用倉庫を建築するためです。  
資金については、自己資金でまかなうとのことでした。

その他の許可要件については、すべて適合しております。  
以上です。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第41号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。12月10日提出。今月の案件は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 908.50 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により仮設道路の設置です。平成32年5月31日までの一時転用で、整理番号2と一体事業です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 26.70 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により仮設道路の設置です。平成32年5月31日までの一時転用で、整理番号1と一体事業です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されますが、一時転用であり、特例として転用が認められるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 2,223 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により駐車場74台の整備です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

3番委員

番号1・2ですが、12月3日、譲渡人と自宅にて、譲受人と電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

転用理由については、新東名の高速道路がここを通るのですけれど、公民館の裏口に道路があって、そこでトンネル工事をやるということで、その付け替え道路のために使用したいということです。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

許可後ですが、これは少々聞きたいのですけれど、申請が出されて、もうすでに土盛りをして使用しているかのような造成工事が終わっているような状態です。本来、許可が下りて初めて工事に着工しなければならないのかどうか、すでに着工してしまっている時には、農業委員が何か指導するのかどうか、そういうことも教えてもらいたいです。

事務局長

今のご質問ですけれども、本来はこれが申請で決定した後、工事着工に入るべきでございます。工事内容から言いますと、3番委員からお話のあったように、このすぐ側を新東名高速道路が通るということで、今穴を掘って、その仮設道路を作りたいということで、実際にはまだ仮設道路にはなっていませんけれども、本来ですとこの許可が出てから工事に入るべきだったと思います。万が一、気が付いた場合には事務局の方にお電話いただいて、事務局のほうで、すぐ対応いたします。これは後からという形になってしまいました。

以上です。

3番委員

もう周りに金網を張って、ビニールシートに土を盛ってしまっておりあります。

当然ここは農地なのですけれど、芝を保全管理でやっているようなところで、まったく農作物は作られておりません。もし何かあれば自己責任で対処するということです。

以上でございます。

事務局

この現地につきましては、事務局で一度、事前調査した時にはまだ着工しておりませんでしたので、今後、業者のほうには指導したいと思います。

終わった後にも確実に農地に戻すような形で指導しています。

会長

終了後の管理もぜひお願いします。

29番委員

番号3ですが、12月5日、譲渡人とは自宅及び現地にて、譲受人とは電話にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いありません。

転用理由については、工場敷地内の駐車場部分に建物を増設するにあたり、従業員の駐車場を確保する必要が生じまして、工場に近い本申請地を借り受けするものでござい

ます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

30番委員

番号4ですが、12月1日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

転用理由については、譲受人が家を建てようとしたところ、譲受人とは親子なものですから、親が土地を用意しようということで、自分の土地を貸すということになりました。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第42号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。12月10日提出。

公告予定日が12月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は2件で面積が5,968㎡です。

本議案は、すべて農地売買事業による利用集積であり、利用権等の設定を受ける者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

本議案における農地売買事業につきましては、本日お手元に配布いたしましたパンフレットに詳細が記載されております。利用集積計画の決定につきましては、賃貸借や使用貸借についてご審議をいただいておりますが、制度上、青地を認定農業者が購入することを条件に売買も可能になるものです。この農地売買事業につきましても、農業委員会にてご審議いただく必要がございますのでよろしくお願いたします。

それでは説明させていただきます。

(内容読み上げ) 計6筆 5,968㎡

以上でございます。

会長 　　ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長 　　少々教えてもらいたいのですが、売買で期間は永年と書いてあるのだけれど、当然売買だから永年になると思うのですが、その利用権の内容について栽培作物が牧草と書いてあるのだけれど、永年牧草でやるとか、公社で、何を、誰が責任を持って耕作するかその辺の見当はついているのか、何もついていないのか伺いたい。

事務局 　　今回の農地売買事業にあたっては、パンフレットの2ページに書いてあるのですが、「静岡県農業振興公社が行う農地売買事業について」という下のところに、公社から農地を購入される認定農業者等が対象です、と書いてあります。今回、議案書には記載していないのですが、まず、一旦、今の持ち主の方から公社が買い入れて、その後、公社から認定農業者に売るという流れになります。今回の購入をされる方は、認定農業者の■■さんという方の父の〇〇さんが購入する流れです。〇〇さんは認定農業者ではありませんが、■■さんが認定農業者ですので、家族経営協定を締結することによって成立する流れになります。

　　今回の議案に、■■さんと〇〇さんのお名前は載っていないのですが、流れとしましては、今回のご審議をいただいた後に、所有権移転をまず公社にして、公社のほうから市に斡旋の申し出があります。誰か紹介してください、という流れです。その後、市が〇〇さんを公社に紹介をして、その後またご審議をもう一度いただくという流れになります。なので、今回、最終的に購入をされるのは、酪農をやっている〇〇さんという流れになります。公社が耕作をするということではなくて、最終的には〇〇さんが管理をします。

会長 　　はい、分かりました。ありがとうございました。

事務局長 　　補足説明をさせてもらってよろしいでしょうか。

　　今回、すでに〇〇さんのほうで、農地の収用がありまして、その代わりに農地を探しているという情報の中で、この地番、私の自宅のすぐ近所になりますけれども、すでに〇〇さんが牧草を作られていて、その続きの土地で売りたいという希望があったものですから、全て公社に入って頂いて、手続きを進めているということでございます。

　　以上です。

7番委員 　　今の関係ですけれども、作目は牧草で作るということですよ。これはもう永久的に牧草で作らなければいけませんか。

事務局長 　　牧草でなくても構いませんが、牧草の中でもとうもろこしとか、そういうものには転換できます。飼料用作物なら大丈夫です。

7番委員 　　飼料用の作物なら良いという、ただ畑とかそういうのはだめだということでしょうね。

事務局 だめではないです。農地利用していただければ、畑でも大丈夫です。

7番委員 何でもいいのですか。

事務局 所有権が移ればもう、畑として使っていただいてもよいです。

事務局 一応、転用等はできません。

事務局 今回のこの事業は、認定農業者がもし土地を売買して求めたい時には、ここに書いてある通り、税金上の控除があるということで、通常売買の際は20%、税金が掛かるのですけれど、この制度を使えば税控除がありますので、メリットはかなりあるということで、もし今後、認定農業者さんで土地を求めたい場合は市のほうに相談をしていただければ、受け付けていますので、もし農地を広げたいという場合は、この公社の制度を使っていたいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

10番委員 農地売買事業の要件ですけれど、取得後概ね1ヘクタール以上となっております。今回、ここに出ている面積は5,968㎡ですか、その辺りの面積的なものはどうなのでしょう。

事務局 パンフレットの4ページ目、一番後ろに、団地化形成に関して、細かい文字ですが書いてあります。こちらに、新規に集積する農用地等と現に耕作している農用地等の面積の合計が概ね1ヘクタール以上になること、と書いてあります。1ヘクタールに満たない場合になってしまっても、その方の営農類型の元の農業経営の状況等を鑑みて、農用地等の売買の事業を行うという流れになりますので、申請自体が1ヘクタール以上ないといけないということではなくて、現に耕作しているものと合わせて1ヘクタール以上になること、とあります。

事務局 補足で説明させていただきます。今回最終的に農地を買われる勝又國幸さんですが、先程、事務局長よりご説明がありました通り、隣接地に現在、耕作地、牧草地を持っていらっしゃる。そちらと合わせて今回1ヘクタールを超えることとなりますので、今回の申請については問題ないと事務局では考えております。

会長 他にご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

